

## 河川法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 権利の譲渡の承認  
手続根拠 : 河川法第34条  
河川法施行規則第21条第2項  
手続対象者 : 河川法第23条から第25条までの許可に基づく権利を譲渡する者  
提出時期 : 権利を譲渡しようとする時  
提出方法 : 河川法施行規則第22条に定める申請書及び添付図書を作成し、当該許可を行った地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局に提出して下さい。  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : 河川法施行規則第22条第2項に規定する図書  
河川法施行規則別表第三に規定する部数の写し  
申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第十二の様式  
記載要領・記載例 : 届出書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先問い合わせ窓口 :

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

北海道開発局建設部建設行政課	011-709-2311 (内線5349)
東北地方整備局河川部水政課	022-225-2171 (内線3566)
関東地方整備局河川部水政課	048-601-3151 (内線3566)
北陸地方整備局河川部水政課	025-233-5469 (内線3566)
中部地方整備局河川部水政課	052-953-8119 (内線3566)
近畿地方整備局河川部水政課	06-942-1141 (内線3566)
中国地方整備局河川部水政課	082-227-1066 (内線3566)
四国地方整備局河川部水政課	087-851-8061 (内線3566)
九州地方整備局河川部水政課	092-476-3450 (内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発52号)  
標準処理期間 : 3ヶ月(流水の占用について、国土交通大臣処分に係るものは10

ヶ月、地方整備局長等処分に係るものは5ヶ月)

不服申立方法： 行政不服審査法の規定による。